

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1 A200900218 平成21年6月12日(大阪府) 平成21年6月22日	ライター(使い切り型)	(火災) 台所の流し台の一部が焼損する火災が発生し、引き出しに当該製品があった。	○台所の引き出しの中には、焼損した当該製品以外に焼損していない同等品(同型式品)があった。 ○焼損した当該製品は風防周辺の焼損が著しく、火炎の消火時間、操作力等の確認はできなかったが、X線透過写真から残存部の部品の組み付けに異常は認められなかった。 ○2本のライターのうち事故前に使用していたライターの特定はできなかった。 ●当該製品の着火レバーが引き出しの中のトレーで押されて点火した、又は残火が発生した可能性はあるが、当該製品は焼損が著しく、また、事故前に使用したライターの特定ができなかったことから、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。 なお、同等品の火炎の消火時間は、ISO 9994(シガレットライター)の基準を満たしていた。	
2 A200900303 平成21年7月7日(茨城県) 平成21年7月15日	エアコン	(火災) 火災が発生し、当該製品が現場にあった。	○当該製品のファンモーター内部の基板に取り付けられているコネクタ端子4本のうち1本が焼失しており、内部基板も一部溶融していた。 ○焼損した内部基板は樹脂に埋め込まれており、樹脂も局所的に焼損していた。 ○制御基板は大部分が残存しており、溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のファンモーター内部の基板に水分などが浸入したため、基板部分でトラッキングが発生し、コネクタ樹脂から出火に至ったものと推定されるが、水分が基板部分に浸入した原因については不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:約4年
3 A200900310 平成21年6月18日(東京都) 平成21年7月16日	電子レンジ	(火災) 当該製品でタイマーをセットして料理を温めていたところ、当該製品から出火する火災が発生した。	○当該製品は庫内の焼損が著しい。 ○タイマー内のスイッチボックスの接点部に発熱の痕跡があり、接点が片減りし、荒れが認められたことから、接点が一時的に溶着していたものと考えられた。 ○タイマーの取付金具及び操作パネルに分解された痕跡が認められた。 ○その他の電気部品(トランス、マグネロン、内部配線等)に焼損は認められなかった。 ○当該製品は2ヶ月前にリサイクル店で購入したものであった。 ●当該製品のタイマーの接点が溶着したためタイマーが切れず、加熱が継続して庫内の食品が焦げたものと推定されるが、出荷時からの使用履歴が不明であり、タイマー部が分解された痕跡も認められたことから、接点が溶着に至った原因も不明であるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A200900522 平成21年9月15日(三重県) 平成21年10月1日	エアコン	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は激しかった。 ○制御基板、ファンモータ、内部配線、電源コード、電源プラグ等、電気部品のほとんどが未回収であった。 ○事故当時、当該製品は使用されていない。 ●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品もあり、出火元も不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間: 約15年
6	A200900685 平成21年11月3日(大阪府) 平成21年11月26日	ノートパソコン	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、基板上の部品は全て焼失しており確認できなかった。 ○当該製品の残存部位(電池パックやACアダプタ)に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、回収できていない部品もあるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	
7	A200900724 平成21年11月12日(大阪府) 平成21年12月3日	電気カーペット	(火災、軽傷3名) 火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損し、3名が軽傷を負った。	○当該製品のコントローラー近傍及びヒーター中央部が一部焼失していたが、ヒーター中央部の畳の焼けは軽微であり、コントローラー基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードのプラグ側プロテクター一部付近に溶融痕がみられ、断線部に屈曲の痕跡が認められた。 ●当該製品の電源コードの断線部に溶融痕が認められることから、断線部から出火した可能性があるが、溶融痕が一次痕か二次痕かは不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	
8	A200900880 平成21年12月8日(千葉県) 平成22年1月15日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源スイッチを入れたままにしていたところ、焦げ臭いにおいがし、戻ってみると当該製品の裏側から火が出ていた。 ○当該製品は焼損が著しく、バックカバー底面を除いて外郭は焼失していた。 ○偏向ヨークコイルとつながるCRT基板が回収されていない。 ○偏向ヨークコイルのはんだ接続する端部に、配線が先細り状に細くなる異常や亜酸化銅が生じていた。 ○フライバックトランスの内部に異常は認められなかった。 ●当該製品の偏向ヨークコイルのはんだ接続する端部に異常が認められるが、当該製品の焼損が著しく、偏向ヨークコイルにつながるCRT基板は回収されていないため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間: 不明(製造期間から約13~14年と推定)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A200900896 平成22年1月11日(福岡県) 平成22年1月19日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の圧縮機の端子が熱影響を受けて最も変色し、焼損していた。</p> <p>○オーバーロードリレーから圧縮機に至る配線等に溶融痕が認められた。</p> <p>○オーバーロードリレーの可動接点及び固定接点の表面に荒れが発生していた。</p> <p>○過去に当該製品内部を修理・点検している痕跡がみられたが、事業者系列の修理部門には、当該製品に関する修理履歴の記録がなかったため、修理事業者は、事業者系列外の事業者であると推定される。</p> <p>●当該製品の圧縮機接続端子部の接続不良が進行し、熱影響を受けた内部配線が腐食断線するなどして発熱し、周辺の可燃物が燃えたものと推定されるが、接続端子部が接続不良になった原因は、長期使用(約18年)により製造時のわずかな接触不良が進行したものか、設置後の修理・点検の際に接続端子に接続不良の状態となり、その後の使用で進行したものが不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p> <p>なお、修理を行った事業者が不明であるため、修理を行った時期やその内容についても確認できなかった。</p>	・使用期間:約18年
10	A200900975 平成21年11月2日(宮崎県) 平成22年2月5日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○部屋を暖めるために当該製品の電源を入れたまま外出したところ、電源を入れてから約15分後に火災が発生している。</p> <p>○当該製品の焼損が著しかった。</p> <p>○コントロール基板は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○内部配線、オイルタンク、シーズヒーターに断線や溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品もあり、出火元も不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	
11	A200901007 平成22年1月10日(愛知県) 平成22年2月10日	歩行車	(重傷1名) 当該製品を使用中、前輪フォーク根元のベアリングが壊れ転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の左前輪フォーク(車輪固定部)の根元にある金属製ベアリング部が破損し、左前輪が外れていた。</p> <p>○ベアリングの外輪と内輪は残っていたが、ベアリングを構成する玉、保持器やシールドは紛失していた。</p> <p>○左前輪部の寸法及び取付けには、異常が認められず、右前輪部にも破損などの異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、普段から座席シートに座って車いすのような使い方をするなど前輪に負担が掛かる使い方をしていた</p> <p>●当該製品使用時に、左前輪へ過大な荷重が加わり、ベアリングが破損した可能性が考えられるが、ベアリングの一部部品が確認できず、右前輪のベアリングには異常は認められないため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には、座席シート使用時は、パーキングブレーキを両輪に掛けること、歩行時は必ず両手でハンドルグリップを握ることやハンドルグリップ以外の部分を持って歩行しない旨、記載されている。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A200901050 平成22年2月7日(広島県) 平成22年2月22日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品を視聴していたところ、当該製品の後側から炎が出てきた。 ○当該製品は焼損が著しく、回収されていない部品が多かった。 ○フライバックトランスの内部に、発熱した痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、途中で断線していたが、断線部に溶融痕などの異常は認められなかった。 ○電源ヒューズ(7A)は断線していなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品もあるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:不明(製造期間から約4~8年と推定)
13	A200901070 平成21年11月17日(東京都) 平成22年2月25日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用したまま外出して戻ったところ、停電していたため確認すると、当該製品及び周辺が焼損していた。	○当該製品のスイッチ部の焼損が著しく、可動接点板の一部を残して回収できていない。 ○内部配線の端子等、焼損状況が確認できなかった部品があった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明である。 ●当該製品のスイッチ部周辺から発火した可能性が考えられるが、回収できていない部品もあり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	
14	A200901078 平成22年2月7日(北海道) 平成22年2月25日	除雪機(歩行型)	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が、1時間ほどの除雪作業を終え、当該製品のエンジンキーを抜いて物置兼車庫に保管していたが、約1時間後に物置兼車庫から出火した。 ○当該製品は、雪取込口のオーガ(ロータリー部)周辺を除き、全体的に著しい焼損が認められた。 ○本体内部にある樹脂製の燃料タンクキャップには、焼損は認められなかった。 ○配線は、被覆が溶融しているが、断線や溶融痕などの異常は認められなかった。 ●当該製品の本体内部から出火痕跡は認められないが、焼損が著しいため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	
15	A200901092 平成22年1月24日(神奈川県) 平成22年3月3日	圧力鍋	(重傷1名) 当該製品で調理中、当該製品の縁から蒸気が漏れ、1名が火傷を負った。	○使用者が、当該製品でタマネギなどの具材と水を鍋底から約2/3ぐらいまで入れて強火で加熱中、おもり付近から蒸気が抜ける音がした際、取っ手を回転させたところ、蒸気が噴き出し、左後方にいた幼児が左顔面などに火傷を負った。 ○当該製品の外観やパッキンには、変形や破損などの異常は認められなかった。○当該製品で加熱試験をした結果、圧力調整装置及び安全装置は正常に作動した。また、作動時の圧力は、共にSG基準を満足していた。 ○圧力調整装置及び安全装置が作動させない状態で加熱した結果、蒸気は、安全窓から排出されず、蓋の爪と爪の間からパッキンと共に強く吹き出した。 ○当該製品使用後は、パッキンを洗浄してふきんで拭き取り、当該製品の蓋に装着していた。なお、これまでにパッキンを交換したことはなかった。 ●使用者が当該製品の安全装置などが作動しない状態で加熱を続けていたため内圧が上昇し蓋の隙間から蒸気が突出したものと推定されるが、当該製品の安全装置などに異常が認められず、パッキンの特性が確認できなかったことや、事故当時の使用者の使用状況が確認できないため、製品起因か否かも含め事故原因の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A201000040 平成22年4月1日(福岡県) 平成22年4月12日	布団乾燥機	(火災、軽傷1名) 建物が全焼し、1名が負傷する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の焼損が著しく、外郭樹脂の大部分は溶融していた。</p> <p>○残存するモーター部、ヒーター線及び電源コードを調べたところ、電源コードの一部とみられる溶融痕があったが、解析の結果は二次痕であり、モーター部及びヒーター線には溶融痕がなく、それらから出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○サーモスタット、ヒーター用温度ヒューズ及び電源プラグが現場から回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品があるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	
17	A201000060 平成22年4月3日(岡山県) 平成22年4月19日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○事故現場の状況から、出火元は当該製品である。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、本体上部にある操作基板は回収されていなかった。</p> <p>○電源コードは、製品内部のブッシング部近くで溶断しており、断線箇所には溶融痕がみられた。</p> <p>○ヒーターガードに繊維の付着物がみられたが、当該製品が倒れる前に付着したのか特定できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、溶融痕が一次痕か二次痕か不明であり、回収されていない部品もあるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	
18	A201000154 平成22年5月1日(山口県) 平成22年5月20日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、最上段の冷蔵室背面から天板にかけての焼損が著しかった。</p> <p>○最上部冷蔵室背面には、制御基板及び圧縮機駆動用モーターの始動コンデンサ並びに運転コンデンサが実装されていたと思われるが、制御基板に実装された電源トランス以外は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○圧縮機及び圧縮機室冷却用ファンモーターに異常は認められなかった。</p> <p>○回収された電源コードや機内配線及び電装品に、溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しい箇所にある部品が回収されておらず、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	
19	A201000176 平成22年5月18日(大阪府) 平成22年5月28日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○飲食店に設置された照明器具のスイッチを入れたところ、スイッチボックス内にある当該製品が焼損した。</p> <p>○回収された当該製品のうち、樹脂ケースや基板、ケーブル接続部等が焼失したものが認められた。</p> <p>○ケーブルの差し込み不足や基板のはんだ付け不良などを想定した実験を行ったが、発火に至らず、事故を再現できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しいため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201000280 平成22年6月22日(神奈川県) 平成22年7月5日	書棚	(重傷1名) 当該製品の落下した下部棚板を修理中、上部棚板が落下し、負傷した。	<p>○当該製品の可動棚は事業者の想定耐荷重(30kg)の範囲内で使用されていた。</p> <p>○当該製品の棚板や側板にたわみは認められなかった。</p> <p>○事故前1週間の気候条件をもとに、高湿度下の使用を想定した再現試験を行ったが、事故当時の積載荷重では、棚板が大きいたわんだり、側板と棚板との隙間が大きく広がることはなかった。</p> <p>○当該製品の棚板支持具が一部紛失していたが、どの時点で紛失したかは特定できなかった。</p> <p>●当該製品には、棚板のたわみや過積載の痕跡が認められず、事故当時の積載量で、棚板がたわんだり、側板と棚板の隙間が大きく広がる状況はみられなかったが、棚板支持具が一部紛失するなど、使用時の状況が不明であることから、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
21	A201000367 平成22年7月15日(岡山県) 平成22年8月2日	除湿乾燥機	(火災、軽傷(人数不明)) 建物が焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○生乾きの衣類を乾燥させるため、当該製品を運転していたところ、当該製品を置いていた部屋から出火した。</p> <p>○当該製品の高圧ユニット、メイン回路基板、電源回路基板、内部のリード線等の焼損が著しく、回収できていない部品があった。</p> <p>○ヒーターユニットのリード線端子部の一部や内部配線に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品以外の火源については、特定できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品があることや、出火元が不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	平成22年7月22日に消費者安全法の重大事故等にて公表済事故
22	A201000479 平成22年8月22日(大阪府) 平成22年9月2日	扇風機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○火災現場には、当該製品以外に、ろうそくや線香など、出火元になりえる製品があった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、樹脂部、電源コードや内部配線の被覆、コンデンサー、スイッチ部が焼失していた。</p> <p>○残存する電気部品に、溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存部位に発火の痕跡は認められなかったが、一部の部品が回収されていないことや、出火元が不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	・使用期間:不明(製造期間から約9~11年と推定)
23	A201000981 平成23年1月5日(東京都) 平成23年2月21日	電子レンジ加熱式湯たんぽ	(重傷1名) 幼児(6歳男児)が、当該製品を電子レンジで加熱し、取り出す際、当該製品の内容物が漏れ、火傷を負った。	<p>○幼児が電子レンジで当該製品を加熱し、取り出す際に火傷を負った。</p> <p>○当該製品は、二重袋となっており、内袋が破損した場合でも外袋で内容物が飛び散ることを防ぐ構造になっていた。</p> <p>○当該製品の内容物が床にこぼれた跡があったが、電子レンジ庫内にはこぼれていなかった。</p> <p>○当該製品は使用者により破棄されていたため、確認ができなかった。</p> <p>●当該製品の加熱条件等、使用状況の詳細が不明なため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	平成23年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済